

中国地区英語教育学会会則

- 第1条 本会は中国地区英語教育学会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、事務局長の勤務先におく。
- 第3条 本会は英語教育に関する研究を行ない、わが国における英語教育学の発展をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するためにつぎの活動を行なう。
- 1 研究会、研究発表会などの開催
 - 2 学会誌の刊行
 - 3 その他必要な事業
- 第5条 本会は次のものをもって組織する。
- 1 中国地区の小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学等において英語教育、その他ひろく言語教育にたずさわるもの
 - 2 その他本会の趣旨に賛同し入会を希望するもの
- 第6条 本学会の会員は、正会員、および、本学会を支援する賛助会員とする。ただし、団体会員を置くことができる。
- 2 賛助会員、団体会員に関する規程は別に定める。
- 第7条 本会につぎの役員をおく。
- 1 会長 1名 副会長 2名
 - 2 理事 若干名
 - 3 会計監査 2名
 - 4 事務局長 1名
- 2 本学会に、名誉会長、顧問を置くことができる。
- 第8条 役員はつぎのようにして定める。
- 1 理事及び会計監査は総会において選出する。
 - 2 会長及び副会長は理事会において互選する。
 - 3 名誉会長、顧問は理事会の議を経て、総会の承認を受けて決定する。
 - 4 事務局長は会長が任命する。なお、会長の任命により、事務局には、副事務局長及び複数の事務補佐を置くことができる。
- 第9条 役員の仕事をつぎのとおり定める。
- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。また、会長がその任を遂行できなくなった場合には、副会長の中から理事会が残りの任期期間を務める会長を新たに選出する。
 - 2 理事は理事会を組織し、会の運営にあたる。
 - 3 会計監査は本会の会計を監査する。
 - 4 事務局長は、会長の指示のもとで事務局の運営に当たる。
- 第10条 各役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第11条 総会は毎年1回これを開く。
- 第12条 本会の経費は会費1人年額4,500円、および寄付金その他の収入による。ただし、学会誌は刊行費など別に実費を徴収することがある。
- 第13条 会員が会費を3年以上滞納したときは、会員の資格を失うものとする。
- 2 会員資格を失ったものは会員資格を失った時点から1年間は再入会することができない。ただし、滞納分が支払われた場合にはその時点で再入会することができる。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第15条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ、変更することができない。
- 第16条 本会則は昭和45年11月14日より施行する。
- 附則（昭和47年10月7日一部改正）
この改正規程は昭和48年4月1日から施行する。
- 附則（昭和50年10月4日一部改正）
この改正規程は昭和50年4月1日から施行する。
- 附則（平成元年10月7日一部改正）
この改正規程は平成2年4月1日から施行する。

附則（平成 7 年 10 月 7 日一部改正）

この改正規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 9 年 9 月 27 日一部改正）

この改正規程は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 12 年 9 月 23 日一部改正）

この改正規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 6 月 16 日一部改正）

この改正規程は平成 19 年 6 月 16 日から施行する。

附則（平成 22 年 6 月 26 日一部改正）

この改正規程は平成 22 年 6 月 26 日から施行する。

附則（平成 23 年 6 月 25 日一部改正）

この改正規程は平成 23 年 6 月 25 日から施行する。

附則（平成 25 年 6 月 22 日一部改正）

この改正規程は平成 25 年 6 月 22 日から施行する。

附則（平成 26 年 6 月 21 日一部改正）

この改正規程は平成 26 年 6 月 21 日から施行する。

附則（平成 28 年 6 月 25 日一部改正）

この改正規程は平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 6 月 27 日一部改正）

この改正規程は令和 2 年 6 月 27 日から施行する。